

第3章 手当・助成や制度

1 子育てに関する手当や制度

子ども・子育てに関する手当・助成一覧

	妊娠	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	12歳	15歳	主たる窓口	関連ページ
出産育児一時金・国民健康保険料軽減													国民健康保険課	P4
妊婦支援給付金(1回目)													子ども すこやか課	P3
妊産婦健康診査受診券での助成		産後8週以内												P3
新生児聴覚検査受検票での助成		1か月未満												P6
乳児健康診査受診票での助成		1歳未満												P7
妊婦支援給付金(2回目)		生後4か月頃まで												P6
子どもの医療費助成		18歳に到達した年度末まで												介護医療課
ひとり親家庭医療費助成		18歳に到達した年度末まで											P23、P24	
児童手当		18歳に到達した年度末まで											市役所別館2階 子ども総合窓口	P22
児童扶養手当		18歳に到達した年度末まで(障害のある児童は20歳未満)												P22
特別児童扶養手当		20歳未満	→										障害福祉課	P22
障害児福祉手当		20歳未満	→											P22
大阪府重度障がい者在宅生活応援制度		子どもの年齢制限なし												P22
自立支援医療費(精神通院医療)		子どもの年齢制限なし												P23
自立支援医療費(育成医療)											18歳未満		介護医療課	P23
未熟児養育医療		1歳未満												P23
小児慢性特定疾病医療費助成制度											18歳未満		池田保健所	P23
結核児童療育給付											18歳未満			P23
箕面まごころ応援カード			18歳に到達した年度末まで										商工労働課	下記参照

手当・助成や制度

子育て知っ得情報

「箕面まごころ応援カード」の利用を!

問 商工労働課 ☎724-6727 **FAX**722-7655

市内約500店舗のお店で買い物をするとき提示するだけで、割引やプレゼントなど、各店舗独自のサービスが受けられます。ぜひお申込ください。

《対象となるかた》

箕面市在住で、次のいずれかに該当する場合

- ◆18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもを養育する世帯
- ◆カード発行時に65歳以上のかた ◆各種障害者手帳をお持ちのかた

《取扱店》

- ◆取扱店ステッカーが提示してあるお店をご利用いただけます。➡

箕面まごころ応援カード取扱店マップ▶



各種手当

※各種手当について、制度・金額が変わる可能性があります。

制度名	受給対象者・内容	備考	問い合わせ
妊婦支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> 産科医療機関で妊娠の確定診断を受けた妊婦本人 1回目の給付金…50,000円 子ども(胎児)の数の届出後、妊(産)婦本人 2回目の給付金…子ども(胎児)の数×50,000円 		子どもすこやか課 ☎724-6768 FAX 721-9907
児童手当	0歳～高校生年代までの子どもを育てているかた 3歳未満(第1子・第2子) …………… 月額15,000円 3歳以上高校生年代まで(第1子・第2子) …………… 月額10,000円 第3子以降 …………… 月額30,000円 *申請のあった月の翌月分からを、年6回(偶数月)に分けて支払います。 *第3子以降の算定対象は、22歳到達後の最初の年度末まで	所得制限なし	
児童扶養手当	次のいずれかに該当するひとり親家庭等、または父母に代わって児童を養育しているかた(児童と同居し生計を維持しているかた) ①父母が離婚した ②父または母が死亡した ③父または母が政令が定める程度の障害をもっている ④父または母の生死が不明 ⑤父または母が引き続き1年以上遺棄している ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている ⑧未婚で出産した 手当額 児童1人 …………… 月額11,340円～48,050円 児童2人目以降 …………… 1人につき月額5,680円～11,350円 *申請のあった月の翌月分からを年6回(奇数月)に分けて支払います。		子ども総合窓口 ☎724-6791 FAX 721-9907
特別児童扶養手当	次の条件をいずれも満たす児童を養育しているかた ①精神または身体に中程度以上の障害のある20歳未満の児童 ②障害を事由とする公的年金を受けていない児童 手当額 1級 …………… 月額58,450円 2級 …………… 月額38,930円 *申請のあった月の翌月分からを年3回(4月・8月・11月)に分けて支払います。	所得制限あり	
障害児福祉手当	次のいずれかに該当する在宅の20歳未満のかた *障害を支給理由とする年金給付を受けているかた、施設に入所しているかたは受給できません ①身体・知的・精神に重度で永続する障害があり、日常生活において常時の介護を必要とするかた ②特に重度の内部機能障害があり、長期にわたり安静を必要とする病状で、日常生活において常時の介護を必要とするかた 手当額:月額16,560円 *申請のあった月の翌月分からを年4回(2月、5月、8月、11月)に分けて支払います。		障害福祉課 ☎727-9506 FAX 727-3539
大阪府重度障がい者在宅生活応援制度	大阪府内に住所のある、重度の身体障害(身体障害者手帳1級・2級)と知的障害(療育手帳「A」判定)を併せ持つかたと同居しかつ報酬を得ないで介護しているかた ※施設に入所しているときは受給できません。 手当額:月額10,000円 ※年4回(1月、4月、7月、10月)に分けて支払います。		

各種助成

制度名	受給対象者・内容	備考	問い合わせ
子どもの医療費助成	<p>高校卒業年齢(※)までの子どもが保険診療を受けるときの医療費の一部を助成します。</p> <p>1日500円以内(医療機関ごと・月2日限度)で医療が受けられます。</p> <p>(※)高校卒業年齢とは18歳の3月31日まで (4月1日生まれのかたは17歳の3月31日まで)</p>	所得制限なし 自己負担あり	
ひとり親家庭医療費助成	<p>児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の児童と父または母または養育者が保険診療を受けるときの医療費の一部を助成します。</p> <p>1日500円以内(医療機関ごと・月2日限度)で医療が受けられます。</p> <p>①児童の年齢が18歳の3月31日まで(4月1日生まれのかたは17歳の3月31日まで)</p> <p>②児童扶養手当の要件に該当するが、公的年金(遺族年金等)の受給によって、手当を受給できないかたも対象になります。</p>	所得制限あり 自己負担あり	<p>介護医療課 ☎724-6733 FAX 724-6040</p>
未熟児養育医療	<p>入院養育が必要な未熟児(入院中に申込が必要) 指定養育医療機関での入院の医療費を助成</p>	所得額による 自己負担あり	
自立支援医療費(精神通院医療)	<p>精神疾患があり、継続して通院し治療を受けるかた 指定医療機関での医療費を助成</p>	所得制限あり 自己負担あり	<p>障害福祉課 ☎727-9506 FAX 727-3539</p>
自立支援医療費(育成医療)	<p>身体障害のある18歳未満のかたで、育成医療の対象となる疾病を有するかた 指定医療機関での医療費を助成</p>		
小児慢性特定疾病医療費助成制度	<p>小児慢性特定疾病の児童 指定医療機関での医療費を助成</p>		<p>池田保健所 地域保健課 ☎751-2990</p>
結核児童療育給付	<p>結核にかかっている児童 指定療育機関での入院の医療費や日用品、学用品</p>		

家庭で作ることができる簡単手作りおもちゃ

ゆらゆらジュース

作り方

ペットボトルに水、スパンコール、ボタンなどを入れ、キャップを木工ボンドで固定し、キャップが開かないようビニールテープで補強する。水のほかに水のりも加えるとスパンコールなどがゆらゆら舞ってきれいです。



医療法人メディエフ 寺嶋歯科医院

当院は1978年開業、2021年に移転リニューアルした「小さな大学病院」をコンセプトとした歯科医院です。広い空間で、感染対策に力を入れ、子どもから大人まで幅広く診療を行っております。



子どもの明るい未来のために

小児歯科

お子様が健やかに成長できるように、
小さな頃から虫歯の予防・治療を
行いましょう

保育士による無料託児で
保護者様も治療に専念できます。
(完全予約制)
生後すぐのお子様も
お預かり可能です。
経験豊富な保育士・歯科衛生士が
育児のこと、歯のこと、
食育のことなど
ご相談を承ります。



キッズルーム

小児歯科・筋機能訓練・スペシャルニーズ診療

虫歯を作らないための予防歯科はもちろんのこと、口腔機能の発達が弱い子どもたちへの筋機能訓練(MFT)や、スペシャルニーズ診療も行っております。日本小児歯科学会認定の小児歯科専門医が在籍。



小児矯正歯科

正しい噛み合わせや歯並びは、身体の健康にとっても大切です。

矯正治療：保険適応外

※44万円程度(装置による)

子どものための
マウスピース矯正



光学スキャンで歯型を取るため、お子様でも負担が少なく治療が受けられます。

赤ちゃんの駅

授乳やおむつ替えも可能です。
お気軽にご利用ください。



診療時間	月	火	水	木	金	土
9:15~12:45	○	○	○	○	○	●
14:00~17:45	○	○	○	○	○	▲

●9:15~13:00 ▲13:30~15:45 休診日/日曜日・祝日



広々とした
待合室と診療空間

全室完全個室&
医療用の換気システム
ベビーカーやバギーも
一緒に入れます。



産前産後はホルモン変化により
お口の中の状態が悪化しやすいので、
ぜひお口のクリーニングにお越しください!

- 気分転換の気持ちでご来院ください!
- 妊娠中も対応可能です♪

ママさん歯科医師・歯科衛生士も活躍中!

医療法人メディエフ 寺嶋歯科医院

〒562-0042 大阪府箕面市百楽荘1-2-21
阪急牧落駅東口より右へ15m/目の前に駐車場12台有

ご予約はTELにて

TEL:072-721-2562

<https://www.mdef.jp/>

各種保険取扱/予約制

公式LINE



2 ひとり親のかたへの支援

ひとり親家庭相談

ひとり親家庭等のかたの相談をお受けします。制度の案内や就業相談、離婚前の相談などにも応じています。

問 子育て支援課 ☎724-6738 FAX 721-9907

ひとり親家庭無料法律相談

離婚などでひとり親家庭になったかた(離婚前や児童扶養手当を申請していないかたも可)を対象に、離婚に際して取り決めなかった養育費、面会交流、慰謝料、財産分与、年金分割、未払いの養育費の回収などの相談に弁護士が応じます。

場所:子育て支援課(市役所別館2階) 日時:各月1回(8月は複数回)実施します。13:00~16:00(要事前予約)

問 子育て支援課 ☎724-6738 FAX 721-9907

ひとり親家庭への手当・貸付など

制度名	受給対象者	備考	問い合わせ
児童扶養手当	詳細はP22をご覧ください。	所得制限あり	子ども総合窓口 ☎724-6791 FAX 721-9907
ひとり親家庭医療費助成	詳細はP23をご覧ください。	所得制限あり 自己負担あり	介護医療課 ☎724-6733 FAX 724-6040
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭もしくは、ひとり親家庭になることが見込まれるかたで、仕事に就きたい、生活の安定を図りたいと考えているかたの就業支援をおこなっています。		
自立支援給付金	ひとり親家庭等の資格取得のための給付金 ①自立支援教育訓練給付金 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けているかたで教育訓練講座を受けることが仕事に就くために必要と認められるかた。 ②高等職業訓練促進給付金 児童扶養手当を受給している、または本人所得が児童扶養手当を受給できる水準であるかたで、対象資格の取得が見込まれるかた。	諸条件あり 要事前相談	子育て支援課 ☎724-6738 FAX 721-9907
母子福祉小口資金の貸付	母子家庭・寡婦のかたに、緊急に必要な資金を大阪府が母子寡婦福祉連合会を通じてお貸しします。ただし、面談、審査があります。連帯保証人が必要です。	面談審査あり	
福祉資金の貸付金	ひとり親家庭等、寡婦のかたを対象に資金の貸付を行っています。	諸条件あり	
その他の生活支援	母子生活支援施設 18歳未満の子どもを育てている母子家庭の世帯が、生活上の課題のため子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できます。		子育て支援課 ☎724-6738 FAX 721-9907
	みのおファミリー・サポート・センターの家事・育児援助割引制度 ひとり親家庭等の自立を支援するため、仕事の都合や病気で家事・育児でお困りのとき、センターの会員による援助を割引料金で利用することができます。入会申込が必要ですので、まずはお電話ください。		シルバー人材センター みのおファミリー・サポート・センター ☎721-2611 FAX 721-2611
	JR通勤定期券割引制度 児童扶養手当受給世帯のかたのJR通勤定期代が、証明書を添えて申し込むと3割引になります。		子育て支援課 ☎724-6738 FAX 721-9907
	万博記念公園入園料割引制度 児童扶養手当または遺族年金等の受給者世帯のかたが万博記念公園を利用される場合は、公園内施設の窓口で「児童扶養手当証書」または「公的年金証書」を掲示すると、入場料の割引等を受けることができます。		
就業相談	母子家庭・父子家庭の親御さんに就労(就業)支援や給付金などくらしの支援を行っています。		大阪府立母子・父子福祉センター ☎06-6748-0263